

# 最低賃金の適用

確認の方法と注意点

**問** 最低賃金額は時間額で示されていますが、当社は月給で賃金を支払つ

ととなります。



ています。最低賃金額の適用はあるのですか。

**答** あります。

ご質問の場合は、月給を1時間当たりの金額に換算して愛知県最低賃金額と比較して確認するこ

日110日) × 1日8時間 ÷ 12月

を計算し、170時間と求められます。

月給が15万円ですから、 $15万円 \div 170時間 = 882.35円$

となり、このケースでは愛知県最低賃金額と比較して下回っていることとなります。

**問** 最低賃金額を確認するとき、総支給額、いわゆる額面で計算すればいいのですか。

**答** 違います。

最低賃金の対象となる賃金は、通常の労働時間、労働日に対応する賃金に限られています。

具体的には、結婚手当などの臨時に支払われる賃金、ボーナスなどの1か月を超える期間ごとに

支払われる賃金、時間外・休日労働に対する賃金と深夜労働に対する割増賃金、精皆勤・通勤・家族手当は除いて計算する必要があります。

**問** 当社では月給制で、賃金計算の締切日が毎月15日です。

9月16日から10月15日までの賃金はどのように確認すればいいのですか。

**答** 9月16日から9月30日まで、10月1日から10月15日までの2つに分けて確認することになります。

それぞれの所定労働時間を算出して前者は時間

額898円、後者は時間額926円を乗じて得た金額の合計を月給と比較することになります。

**問** 当社が愛知県以外にあり、営業所が愛知県内にあります。本社で適用される最低賃金額が営業所でも適用されるのですか。

**答** 違います。

愛知県最低賃金は、愛知県下の事業場で働くすべての労働者に適用されます。

この場合は、本社はその県内で適用されている最低賃金額を、営業所は愛知県最低賃金額を適用することになります。

## 労働〇×クイズ ⑥0

**問** 株式会社の取締役であって、同時に会社の部長としての身分を有する者は、報酬支払等の面からみて労働者の性格の強い者であって、雇用関係があると認められる場合、他の要件を満たす限り被保険者となる。

**答** えと解説は22ページをご覧ください。

